

四半期報告書

(第9期第2四半期)

株式会社

セブン銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【株価の推移】	29
3 【役員の状況】	29
第5 【経理の状況】	30
1 【中間財務諸表】	31
2 【その他】	61
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	62

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月18日

【四半期会計期間】 第9期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安齋 隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03-3211-3041

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員企画部長 二子石 謙輔

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	41,139	45,234	45,640	83,663	89,815
経常利益	百万円	11,755	15,282	16,309	24,650	28,751
中間純利益	百万円	6,226	9,059	9,605	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	13,830	16,988
持分法を適用した場合の 投資利益の金額	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	30,500	30,500	30,503	30,500	30,500
発行済株式総数	株	1,220,000	1,220,000	1,220,027	1,220,000	1,220,000
純資産額	百万円	74,285	92,990	104,604	88,974	98,393
総資産額	百万円	565,065	545,065	497,833	488,137	493,360
預金残高	百万円	211,745	219,411	203,196	170,548	188,111
貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
有価証券残高	百万円	64,787	88,856	89,463	97,849	88,887
1株当たり純資産額	円	63,674.56	76,181.89	85,666.77	72,930.25	80,610.55
1株当たり中間純利益金額	円	5,337.94	7,425.82	7,872.91	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	11,808.84	13,924.60
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	7,425.49	7,871.26	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	13,923.12
1株当たり配当額	円	—	2,100	2,450	4,200	4,900
自己資本比率	%	13.15	17.05	20.99	18.23	19.93
単体自己資本比率 (国内基準)	%	36.52	40.99	47.25	43.89	45.05
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	14,768	27,249	5,777	54,523	32,662
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,777	△6,159	△3,984	△43,307	△11,664

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,792	△5,124	△3,415	1,303	△7,686
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	257,955	283,243	278,966	267,277	280,589
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	274 〔243〕	301 〔179〕	323 〔207〕	290 〔184〕	308 〔197〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益の金額につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 第7期以前の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額につきましては、潜在株式がないので記載しておりません。
6. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。
8. 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

当社の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	323[207]
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。また、役員、嘱託社員、派遣スタッフ、パート社員は除く)。
2. 従業員数の[外書]は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の当第2四半期会計期間における平均人員を概数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生していません。また、第8期有価証券報告書（平成21年6月18日提出）に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

(1)業績の状況

①経営成績の分析

（当期間の経営成績）

当第2四半期会計期間におけるわが国の景気は、製造業大企業を中心に業況感の改善の動きが見られ、各種経済対策による公共投資の増加や海外経済の改善による輸出や生産の増加により、持ち直しに転じつつあります。しかし、企業の設備投資が低水準ながら減少を続けているほか、厳しさを増す雇用・所得環境を映じ個人消費が弱めに推移する等、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、銀行業界は、金融危機の影響等から引き続き厳しい経営を余儀なくされており、自己資本の積み増しやさらなる経営効率化が課題となっています。

以上のような状況下、当第2四半期会計期間の当社業績は、ATMの利用件数の伸びが鈍化したものの、経費の抑制に努めたこと等により、経常収益22,943百万円、経常利益8,048百万円、四半期純利益4,733百万円となりました。

	前第2四半期会計期間 (百万円)	当第2四半期会計期間 (百万円)	増減率 (%)
経常収益	22,979	22,943	△0.1
経常利益	7,790	8,048	3.3
四半期純利益	4,625	4,733	2.3

(ATMサービス)

当第2四半期会計期間も、セブン&アイHLDGS. グループ内外への新規ATM設置や利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのATM増設を引き続き推進し、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

提携先については、新たに山陰合同銀行(平成21年7月)、北陸銀行(同年9月)と提携しました。この結果、平成21年9月末現在の提携先は、銀行97行(注1)、信用金庫263庫(注2)、信用組合127組合、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、証券会社8社、生命保険会社8社、その他金融機関43社(注3)の計561社(注4)となりました。

サービスの拡充については、お客さまが安心してご利用いただけるように、ICカード対応先や暗証番号変更サービス等の導入先の拡大に努め、セキュリティ強化を推進しました。この結果、平成21年9月末現在、当社を含む64行4業態の発行するICカードでお取引が可能となりました。

また、ATM設置については、グループ内では、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのATM増設(平成21年9月末現在の2台設置店舗は794店)を推進しました。一方、グループ外への展開としては、ヨドバシカメラ(同年7月)をはじめとして、空港や駅、ホテル、病院、商業施設、高速道路のサービスエリア等に新たに設置いたしました。

以上の取組みの結果、平成21年9月末現在のATM設置台数は14,188台に、当第2四半期会計期間のATM1日1台当たりの平均利用件数は115.9件(前第2四半期会計期間比0.1%減)、総利用件数は149百万件(同6.3%増)になりました。

- (注) 1. 平成21年9月末の提携銀行数は、前年度末(95行)から新規提携により2行増加し、97行となりました。
2. 平成21年9月末の提携信用金庫数は、前年度末(264庫)から合併により1庫減少し、263庫となりました。
3. 平成21年9月末のその他金融機関は、前年度末(49社)から合併・統合等により6社減少し、43社となりました。
4. JAバンク及びJFマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしています。

(金融サービス)

平成21年9月末現在、個人のお客さまの口座数は731千口座(前事業年度末比6.2%増)、預金残高は1,210億円(同6.5%増)となりました。内訳は、普通預金が815億円(同6.7%増)、定期預金が394億円(同5.9%増)でした。

②財務状態に関する分析

(資産)

総資産は、497,833百万円となりました。

このうちA T M運営のために必要な現金預け金が278,966百万円（前事業年度末比1,623百万円減）と過半を占めています。この他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として必要な有価証券残高が89,463百万円（同576百万円増）、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が56,248百万円（同1,905百万円増）となっています。

(負債)

負債合計は、393,228百万円となりました。

このうち主なものは預金であり、その残高（譲渡性預金を除く）は203,196百万円（同15,084百万円増）となっています。このうち、個人向け普通預金残高は81,567百万円（同5,187百万円増）、定期預金残高は39,450百万円（同2,228百万円増）となっています。この他、借入金残高は48,000百万円（同21,000百万円減）、社債残高は90,000百万円（同30,000百万円増）となっています。

(純資産)

純資産合計は、104,604百万円となりました。

このうち利益剰余金は42,246百万円（同6,189百万円増）となっています。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当第2四半期会計期間末 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
総資産	493,360	497,833	4,472
負債	394,966	393,228	△1,738
純資産	98,393	104,604	6,210

③国内業務部門収支

当第2四半期会計期間の資金運用収支は前第2四半期会計期間比10百万円増加し△468百万円、役員取引等収支は同41百万円増加し20,364百万円、その他業務収支は同125百万円減少し△156百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前第2四半期会計期間	△479
	当第2四半期会計期間	△468
うち資金運用収益	前第2四半期会計期間	265
	当第2四半期会計期間	103
うち資金調達費用	前第2四半期会計期間	744
	当第2四半期会計期間	572
役員取引等収支	前第2四半期会計期間	20,322
	当第2四半期会計期間	20,364
うち役員取引等収益	前第2四半期会計期間	22,667
	当第2四半期会計期間	22,815
うち役員取引等費用	前第2四半期会計期間	2,345
	当第2四半期会計期間	2,451
その他業務収支	前第2四半期会計期間	△30
	当第2四半期会計期間	△156
うちその他業務収益	前第2四半期会計期間	8
	当第2四半期会計期間	—
うちその他業務費用	前第2四半期会計期間	39
	当第2四半期会計期間	156

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

④国内業務部門役務取引の状況

当第2四半期会計期間の役務取引等収益は、A T M関連業務22,049百万円及び為替業務122百万円等により合計で前第2四半期会計期間比148百万円増加し22,815百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて同106百万円増加し2,451百万円となりました。

種類	期別	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期会計期間	22,667
	当第2四半期会計期間	22,815
うち預金業務	前第2四半期会計期間	12
	当第2四半期会計期間	14
うち為替業務	前第2四半期会計期間	133
	当第2四半期会計期間	122
うちA T M関連業務	前第2四半期会計期間	21,839
	当第2四半期会計期間	22,049
役務取引等費用	前第2四半期会計期間	2,345
	当第2四半期会計期間	2,451
うち為替業務	前第2四半期会計期間	57
	当第2四半期会計期間	55
うちA T M関連業務	前第2四半期会計期間	2,240
	当第2四半期会計期間	2,387

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

⑤国内業務部門預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	219,411
	平成21年9月30日	203,196
うち流動性預金	平成20年9月30日	174,357
	平成21年9月30日	145,846
うち定期性預金	平成20年9月30日	44,604
	平成21年9月30日	57,123
うちその他	平成20年9月30日	450
	平成21年9月30日	226
譲渡性預金	平成20年9月30日	57,850
	平成21年9月30日	15,300
総合計	平成20年9月30日	277,261
	平成21年9月30日	218,496

- (注) 1 国際業務部門の預金残高はありません。
 2 流動性預金＝普通預金
 3 定期性預金＝定期預金

⑥国内業務部門貸出金残高の状況

該当事項はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物は、278,966百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

当第2四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に普通社債の発行による増加額30,000百万円、A T M未決済資金の増加額9,914百万円等の増加要因が、譲渡性預金の減少額45,200百万円、コールマネーの減少額18,900百万円等の減少要因を下回ったことにより11,005百万円の支出となりました。

当第2四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の償還による収入76,500百万円が有価証券の取得による支出65,943百万円を上回ったこと等により8,883百万円の収入となりました。

当第2四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

	前第2四半期会計期間 (百万円) (A)	当第2四半期会計期間末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
営業活動による キャッシュ・フロー	542	△11,005	△11,548
投資活動による キャッシュ・フロー	758	8,883	8,125
財務活動による キャッシュ・フロー	—	—	—
現金及び現金同等物の 四半期末残高	283,243	278,966	△4,277

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	39,060	39,431	370
経費 (除く臨時処理分)	23,823	23,042	△780
人件費	1,932	2,175	243
物件費	20,244	19,322	△922
税金	1,645	1,544	△101
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	15,237	16,389	1,151
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	15,237	16,389	1,151
一般貸倒引当金繰入額	—	13	13
業務純益	15,237	16,375	1,138
うち債券関係損益	△74	—	74
臨時損益	45	△66	△111
株式関係損益	—	—	—
不良債権処理損失	9	98	88
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	9	98	88
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	54	32	△22
経常利益	15,282	16,309	1,026
特別損益	△11	△92	△81
うち固定資産処分損益	△11	△92	△81
税引前中間純利益	15,271	16,216	945
法人税、住民税及び事業税	6,238	6,579	340
法人税等調整額	△27	32	59
法人税等合計	6,211	6,611	400
中間純利益	9,059	9,605	545

- (注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費 (除く臨時処理分) －一般貸倒引当金繰入額
3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	0.57	0.28	△0.28
（イ）貸出金利回	—	—	—
（ロ）有価証券利回	0.55	0.32	△0.22
(2) 資金調達原価 ②	11.65	11.78	0.12
（イ）預金等利回	0.37	0.22	△0.15
（ロ）外部負債利回	0.89	0.75	△0.14
(3) 総資金利鞘 ①-②	△11.08	△11.49	△0.40

(注) 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	32.75	31.47	△1.28
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	32.75	31.47	△1.28
業務純益ベース	32.75	31.44	△1.31
中間純利益ベース	19.47	18.44	△1.03

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	219,411	203,196	△16,215
預金（平残）	205,576	209,430	3,854
貸出金（末残）	—	—	—
貸出金（平残）	—	—	—

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	104,691	121,026	16,335
法人	114,720	82,169	△32,550
合計	219,411	203,196	△16,215

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

該当事項はありません。

(4) 中小企業等貸出金

該当事項はありません。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,500	30,503
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	30,500	30,503
	その他資本剰余金	1,239	1,239
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	30,691	42,246
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	2,562	2,989
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	48	88
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	90,416	101,591
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	90,416	101,591
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	58	70
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	58	70
	うち自己資本への算入額 (B)	58	70
控除項目	控除項目（注4） (C)	2,000	2,000
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	88,475	99,662
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	71,563	55,482
	オフ・バランス取引等項目	22	5
	信用リスク・アセットの額 (E)	71,585	55,487
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 （(G) / 8%） (F)	144,227	155,419
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	11,538	12,433
	計 (E) + (F) (H)	215,813	210,907
単体自己資本比率（国内基準）= D / H × 100（%）		40.99	47.25
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		41.89	48.16

（注）1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の「未収収益」中の未収利息、「ATM仮払金」及び「その他資産」中の仮払金の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	55,344	56,358

第3 【設備の状況】

1. 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2. 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、第1四半期会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,027	1,220,027	ジャスダック 証券取引所	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い、標準となる株式。 単元株制度は採用しておりま せん。
計	1,220,027	1,220,027	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

(イ)平成20年6月18日第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	157
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。 3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

(ロ)平成20年6月18日 取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。 3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

(ハ)平成21年7月10日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	171
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり221,862円 資本組入額 1株当たり110,931円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。 3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

(二)平成21年7月10日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり221,862円 資本組入額 1株当たり110,931円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者は、執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。 3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月30日	—	1,220,027	—	30,503	—	30,503

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	353,639	28.98
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	146,961	12.04
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	52,400	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	39,725	3.25
株式会社ライフフーズ	福島県郡山市富久山町久保田古町48-1	30,000	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	27,181	2.22
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	P.O.BOX 351, Boston Massachusetts 02101, U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	18,152	1.48
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	15,000	1.22
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	15,000	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	13,991	1.14
計	—	712,049	58.36

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,247株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	27,065株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	13,991株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,220,027	1,220,027	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,220,027	—	—
総株主の議決権	—	1,220,027	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	272,700	265,500	254,800	257,500	251,500	238,400
最低(円)	230,100	225,000	226,900	233,700	234,900	216,800

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。
4. 当社は子会社等がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	283,243	278,966	280,589
コールローン	73,900	35,000	29,000
有価証券	※1 88,856	※1 89,463	※1 88,887
前払年金費用	115	96	115
未収収益	7,434	7,261	7,331
A T M仮払金	55,179	56,248	54,342
その他資産	※1 1,048	※1 1,151	※1 1,092
有形固定資産	※2 19,400	※2 13,446	※2 15,998
無形固定資産	14,574	15,100	14,777
繰延税金資産	1,379	1,275	1,291
貸倒引当金	△67	△177	△65
資産の部合計	545,065	497,833	493,360
負債の部			
預金	219,411	203,196	188,111
譲渡性預金	57,850	15,300	41,200
借入金	65,000	48,000	69,000
社債	75,000	90,000	60,000
A T M仮受金	22,157	23,200	22,677
その他負債	12,155	13,246	13,704
未払法人税等	6,098	6,764	7,204
その他の負債	6,057	6,481	6,499
賞与引当金	255	285	273
リース解約損失引当金	243	—	—
負債の部合計	452,074	393,228	394,966
純資産の部			
資本金	30,500	30,503	30,500
資本剰余金	31,739	31,742	31,739
資本準備金	30,500	30,503	30,500
その他資本剰余金	1,239	1,239	1,239
利益剰余金	30,691	42,246	36,057
その他利益剰余金	30,691	42,246	36,057
繰越利益剰余金	30,691	42,246	36,057
株主資本合計	92,930	104,492	98,296
その他有価証券評価差額金	11	23	48
評価・換算差額等合計	11	23	48
新株予約権	48	88	48
純資産の部合計	92,990	104,604	98,393
負債及び純資産の部合計	545,065	497,833	493,360

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	45,234	45,640	89,815
資金運用収益	469	217	878
(うち有価証券利息配当金)	319	179	587
役務取引等収益	44,656	45,389	88,741
(うちA T M受入手数料)	43,045	43,853	85,554
その他業務収益	19	—	19
その他経常収益	89	33	175
経常費用	29,951	29,331	61,064
資金調達費用	1,426	1,136	2,759
(うち預金利息)	274	176	489
役務取引等費用	4,576	4,854	9,183
(うちA T M設置支払手数料)	4,229	4,494	8,541
(うちA T M支払手数料)	180	234	351
その他業務費用	80	184	80
営業経費	※1 23,823	※1 23,042	48,891
その他経常費用	※2 44	※2 113	149
経常利益	15,282	16,309	28,751
特別利益	—	—	27
貸倒引当金戻入益	—	—	1
リース解約損失引当金戻入益	—	—	25
特別損失	11	92	41
固定資産処分損	—	92	41
税引前中間純利益	15,271	16,216	28,736
法人税、住民税及び事業税	6,238	6,579	11,712
法人税等調整額	△27	32	36
法人税等合計	6,211	6,611	11,748
中間純利益	9,059	9,605	16,988

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	30,500	30,500	30,500
当中間期変動額			
新株の発行	—	3	—
当中間期変動額合計	—	3	—
当中間期末残高	30,500	30,503	30,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	30,500	30,500	30,500
当中間期変動額			
新株の発行	—	3	—
当中間期変動額合計	—	3	—
当中間期末残高	30,500	30,503	30,500
その他資本剰余金			
前期末残高	1,239	1,239	1,239
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,239	1,239	1,239
資本剰余金合計			
前期末残高	31,739	31,739	31,739
当中間期変動額			
新株の発行	—	3	—
当中間期変動額合計	—	3	—
当中間期末残高	31,739	31,742	31,739
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	26,755	36,057	26,755
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,124	△3,416	△7,686
中間純利益	9,059	9,605	16,988
当中間期変動額合計	3,935	6,189	9,302
当中間期末残高	30,691	42,246	36,057
株主資本合計			
前期末残高	88,994	98,296	88,994
当中間期変動額			
新株の発行	—	6	—
剰余金の配当	△5,124	△3,416	△7,686
中間純利益	9,059	9,605	16,988
当中間期変動額合計	3,935	6,195	9,302
当中間期末残高	92,930	104,492	98,296

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△19	48	△19
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	31	△24	67
当中間期変動額合計	31	△24	67
当中間期末残高	11	23	48
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△19	48	△19
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	31	△24	67
当中間期変動額合計	31	△24	67
当中間期末残高	11	23	48
新株予約権			
前期末残高	—	48	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	48	39	48
当中間期変動額合計	48	39	48
当中間期末残高	48	88	48
純資産合計			
前期末残高	88,974	98,393	88,974
当中間期変動額			
新株の発行	—	6	—
剰余金の配当	△5,124	△3,416	△7,686
中間純利益	9,059	9,605	16,988
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	79	15	116
当中間期変動額合計	4,015	6,210	9,418
当中間期末残高	92,990	104,604	98,393

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間純利益	15,271	16,216	28,736
減価償却費	7,124	6,216	15,402
貸倒引当金の増減 (△)	0	111	△1
リース解約損失引当金の純増減 (△)	△1,084	—	△1,328
資金運用収益	△469	△217	△878
資金調達費用	1,426	1,136	2,759
有価証券関係損益 (△)	74	—	74
固定資産処分損益 (△は益)	11	92	41
預金の純増減 (△)	48,862	15,084	17,562
譲渡性預金の純増減 (△)	9,260	△25,900	△7,390
借入金の純増減 (△)	—	△21,000	4,000
コールローン等の純増 (△) 減	△45,900	△6,000	△1,000
コールマネー等の純増減 (△)	△1,700	—	△1,700
普通社債発行及び償還による増減 (△)	—	30,000	△15,000
A T M未決済資金の純増 (△) 減	△979	△1,382	376
資金運用による収入	529	361	1,055
資金調達による支出	△1,364	△1,080	△2,695
その他	445	△854	1,299
小計	31,508	12,786	41,315
法人税等の支払額	△4,258	△7,009	△8,652
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,249	5,777	32,662
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△173,101	△152,402	△268,122
有価証券の償還による収入	176,400	151,640	271,400
有形固定資産の取得による支出	△7,124	△686	△10,443
無形固定資産の取得による支出	△2,333	△2,535	△4,498
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,159	△3,984	△11,664
財務活動によるキャッシュ・フロー			
ストックオプションの行使による収入	—	0	—
配当金の支払額	△5,124	△3,416	△7,686
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,124	△3,415	△7,686
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,966	△1,623	13,312
現金及び現金同等物の期首残高	267,277	280,589	267,277
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 283,243	※1 278,966	※1 280,589

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同 左	有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	—————	—————
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年
	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. 繰延資産の処理方法	—————	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	—————
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同 左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金 同 左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から損益処理
	(4) 役員退職慰労引当金 (追加情報) 取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することとし、平成20年6月18日開催の定時株主総会において、退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分282百万円については、「その他負債」に含めて表示しております。	—————	(4) 役員退職慰労引当金 (追加情報) 取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することとし、平成20年6月18日開催の定時株主総会において、退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分282百万円については、「その他の負債」に含めて表示しております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(5) リース解約損失引当金 第2世代ATMへの入替 えのため、従来のATMを リース契約期間終了前に解 約することにより将来発生 する損失に備えて、第2世 代ATM入替計画等に基づ いて合理的に見積もった額 を「リース解約損失引当 金」として計上しております。	—————	—————
6. 外貨建て資産及び 負債の本邦通貨への 換算基準	外貨建資産・負債は、主 として中間決算日の為替相 場による円換算額を付して おります。	同 左	外貨建資産・負債は、主 として決算日の為替相場 による円換算額を付して おります。
7. リース取引の処理 方法	所有権移転外ファイナ ンス・リース取引のうち、リ ース取引開始日が平成20年 4月1日前に開始する事業 年度に属するものについて は、通常の貸借取引に準 じた会計処理によって おります。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 一部の負債に金利スワ ップの特例処理を適用して おります。変動金利の相場 変動を相殺するヘッジにつ いて、個別にヘッジ対象を 識別し、金利スワップ取引 をヘッジ手段として指定 しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左
9. 消費税等の会計処 理	消費税及び地方消費税 の会計処理は、税抜方式 によっております。	同 左	同 左
10. (中間) キャッシ ュ・フロー計算書に おける資金の範囲	中間キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、中間貸借対照表上の 「現金預け金」であり ます。	同 左	キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲は、 貸借対照表上の「現金預 け金」であります。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>当中間会計期間においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引を新たに行っておりませんので、中間財務諸表に与える影響はありません。</p>	—————	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>当事業年度においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引を新たに行っておりませんので、財務諸表に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	—————

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券86,562百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は596百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,233百万円</p>	<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券87,169百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は721百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,680百万円</p>	<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券86,593百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は716百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,049百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 4,771百万円 無形固定資産 2,352百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額0百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 3,650百万円 無形固定資産 2,566百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額111百万円を含んでおります。</p>	<p>—————</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220,000	—	—	1,220,000	
合計	1,220,000	—	—	1,220,000	

(注) 自己株式は存在いたしません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)	摘要
		前事業年度末	当中間会計期間		当中間会計 期間末		
			増加	減少			
ストック・オプションとしての 新株予約権		—————				48	
合計		—————				48	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	5,124	4,200	平成20年3月31日	平成20年6月2日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	2,562	利益剰余金	2,100	平成20年9月30日	平成20年12月1日

II 当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220,000	27	—	1,220,027	(注2)
合計	1,220,000	27	—	1,220,027	

(注) 1. 自己株式は存在いたしません。

2. 普通株式の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)	摘要
		前事業年度末	当中間会計期間		当中間会計 期間末		
			増加	減少			
ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—				88	
合計		—				88	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月29日 取締役会	普通株式	3,416	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月2日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年11月5日 取締役会	普通株式	2,989	利益剰余金	2,450	平成21年9月30日	平成21年12月1日

Ⅲ 前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220,000	—	—	1,220,000	
合計	1,220,000	—	—	1,220,000	

(注) 自己株式は存在いたしません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (百万円)	摘要
		前事業年度末	当事業年度		当事業年度末		
			増加	減少			
ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	48		
合計		—	—	—	48		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	5,124	4,200	平成20年3月31日	平成20年6月2日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	2,562	2,100	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月29日 取締役会	普通株式	3,416	利益剰余金	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月2日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 <u>283,243</u> 現金及び現金同等物 <u>283,243</u>	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 <u>278,966</u> 現金及び現金同等物 <u>278,966</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 <u>280,589</u> 現金及び現金同等物 <u>280,589</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産はありません。	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産はありません。	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産はありません。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,534百万円 無形固定資産 502百万円 合計 9,036百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,148百万円 無形固定資産 323百万円 合計 5,472百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 3,385百万円 無形固定資産 179百万円 合計 3,564百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,797百万円 1年超 1,864百万円 合計 3,662百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,164百万円 減価償却費相当額 1,113百万円 支払利息相当額 46百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,690百万円 無形固定資産 502百万円 合計 8,193百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6,014百万円 無形固定資産 422百万円 合計 6,437百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,676百万円 無形固定資産 79百万円 合計 1,756百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,442百万円 1年超 381百万円 合計 1,823百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 858百万円 減価償却費相当額 816百万円 支払利息相当額 24百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,690百万円 無形固定資産 502百万円 合計 8,193百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,247百万円 無形固定資産 373百万円 合計 5,620百万円 期末残高相当額 有形固定資産 2,443百万円 無形固定資産 128百万円 合計 2,572百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,577百万円 1年超 1,079百万円 合計 2,657百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,027百万円 減価償却費相当額 1,934百万円 支払利息相当額 80百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 7百万円 1年超 8百万円 合計 16百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 9百万円 1年超 4百万円 合計 14百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 7百万円 1年超 4百万円 合計 12百万円

(有価証券関係)

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
債券	86,542	86,562	19
国債	86,542	86,562	19
合計	86,542	86,562	19

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	2,294

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
債券	87,130	87,169	39
国債	77,082	77,116	34
地方債	10,048	10,053	5
合計	87,130	87,169	39

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	2,294

Ⅲ 前事業年度末

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	86,512	86,593	81	81	0
国債	86,512	86,593	81	81	0
合計	86,512	86,593	81	81	0

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,294

8. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	86,593	—	—	—
国債	86,593	—	—	—
合計	86,593	—	—	—

(注) 満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

- I 前中間会計期間末
該当事項はありません。
- II 当中間会計期間末
該当事項はありません。
- III 前事業年度末
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

- I 前中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成20年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	19
その他有価証券	19
(△) 繰延税金負債	△7
その他有価証券評価差額金	11

- II 当中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成21年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	39
その他有価証券	39
(△) 繰延税金負債	△16
その他有価証券評価差額金	23

Ⅲ 前事業年度末

○その他有価証券評価差額金（平成21年3月31日現在）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	81
その他有価証券	81
（△）繰延税金負債	△32
その他有価証券評価差額金	48

(デリバティブ取引関係)

I 前中間会計期間末

(1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	金利スワップ	30,000	34	34
	合計	—	34	34

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

II 当中間会計期間末

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

Ⅲ 前事業年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当社では、金利関連で金利スワップ取引を行っております。当該取引の利用目的は、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを抑制することにより、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は行っておりません。

なお、「ポジション限度」及び「損失許容限度」は、社内ルールにより具体的に定められており、当社全体の金利リスクを「金利リスク額」として計測し、これに限度を設定して管理しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場性リスクであります。信用リスクは、信用供与先の財政状態の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスクであり、市場性リスクは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。

(3) リスク管理体制

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針、およびリスク管理組織・体制を定めており、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括室リスク管理担当、各リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、ALM委員会等の各種委員会を設置しております。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味しているものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 48百万円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名	当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数(注1)	普通株式 184株	普通株式 21株
付与日	平成20年8月12日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価(注2)	新株予約権1個当たり 236,480円	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

Ⅱ 当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. ストック・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 46百万円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第2回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名	当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数(注1)	普通株式 171株	普通株式 38株
付与日	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成21年8月4日から平成51年8月3日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価(注2)	新株予約権1個当たり 221,862円	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

Ⅲ 前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

営業経費 48百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名	当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 184株	普通株式 21株
付与日	平成20年8月12日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	184	21
失効	—	—
権利確定	184	21
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	184	21
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	184	21

② 単価情報

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価 (注)	新株予約権1個当たり 236,480円	新株予約権1個当たり 236,480円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第1回-①新株予約権及び第1回-②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
株価変動性 (注) 1	27.95%	27.95%
予想残存期間 (注) 2	5年6ヶ月	5年6ヶ月
予想配当 (注) 3	4,200円/株	4,200円/株
無リスク利子率 (注) 4	1.076%	1.076%

(注) 1. 平成20年2月29日にジャスダック証券取引所に上場いたしましたが、公開後の日が浅く、十分な量の株価情報を収集することが困難であるため、類似する企業に関する株価情報に基づき算定しております。

なお、株価変動性の見積もりに使用した株価実績は5年6ヶ月間（平成15年2月1日から平成20年8月12日まで）に係るものであります。

2. 在職中の役員の、平成20年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推測して見積もっております。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(持分法損益等)

I 前中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当事項はありません。

II 当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
該当事項はありません。

III 前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	76,181円89銭	85,666円77銭	80,610円55銭
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	7,425円82銭	7,872円91銭	13,924円60銭
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	7,425円49銭	7,871円26銭	13,923円12銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	9,059	9,605	16,988
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	9,059	9,605	16,988
普通株式の(中間) 期中平均株式数	株	1,220,000	1,220,015	1,220,000
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額				
中間(当期)純利益 調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	株	54	255	129
うち新株予約権	株	54	255	129
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左	<p>(社債の発行決議)</p> <p>当社は、平成21年5月29日開催の取締役会において、次のとおり国内における一般募集による無担保社債の発行を決議しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社債の種類 無担保普通社債 2. 募集の方法 一般募集 3. 募集社債の総額 300億円以内(200億円を基準とするが、需要状況を勘案した上で、100億円以内の上乗せを行うことも可とする。また、この範囲内で複数回の社債発行募集ができるものとする) 4. 各募集社債の金額 1億円 5. 募集社債の利率 固定金利、年1.5%以下 6. 募集社債の償還方法 満期一括償還(但し、期限前の買入消却可とする) 7. 募集社債の償還期限 5年以内 8. 払込金額 各募集社債の金額100円につき100円とする 9. 社債等の振替に関する法律の適用 本決議に基づき募集する社債の全部について社債等の振替に関する法律の適用を受けることとし、社債券は発行しない。 10. 発行時期 本決議後、平成21年7月末日迄の間 11. 担保・保証 担保・保証は付さず、また資産は特に留保しない。 12. 財務上の特約 本募集社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後もしくは同時に発行する他の無担保社債(但し担付切換条項が特約されている無担保社債を除く)のために担保提供する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定することを約する。

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>13. 社債管理者 会社法第702条のただし書きにより社債管理者は設置しない。</p> <p>上記1から13に記載の条件の範囲内において、具体的な発行条件及びその他本社債発行に関し必要な一切の事項は代表取締役社長に一任する。</p>

2 【その他】

(1) 第2四半期会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	22,979	22,943
資金運用収益	265	103
(うち有価証券利息配当金)	165	82
役務取引等収益	22,667	22,815
(うちATM受入手数料)	21,839	22,049
その他業務収益	8	—
その他経常収益	37	24
経常費用	15,189	14,895
資金調達費用	744	572
(うち預金利息)	142	89
役務取引等費用	2,345	2,451
(うちATM設置支払手数料)	2,150	2,267
(うちATM支払手数料)	90	120
その他業務費用	39	156
営業経費	12,032	11,594
その他経常費用	26	※1 120
経常利益	7,790	8,048
特別利益	27	—
特別損失	1	84
固定資産処分損		84
税引前四半期純利益	7,815	7,964
法人税、住民税及び事業税	3,117	3,479
法人税等調整額	71	△248
法人税等合計	3,189	3,230
四半期純利益	4,625	4,733

前第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
—	※1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額119百万円を含んでおります。

(2) その他

中間配当

平成21年11月5日開催の取締役会において、第9期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	2,989百万円
1株当たりの中間配当金	2,450円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月18日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月18日
【会社名】	株式会社セブン銀行
【英訳名】	Seven Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安齋 隆
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 安齋 隆は、当社の第9期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。

宝印刷株式会社印刷